平成24年度 第1回 長野県社会福祉審議会 議事録

日 時 平成24年8月27日(月)

14:00~16:00

場 所 県庁 特別会議室

1 開 会

○事務局 (健康福祉政策課山瀬企画幹)

定刻になりましたので、ただ今から、平成24年度第1回長野県社会福祉審議会を開会いたします。

本日の審議会は、委員総数 15 名のうち、出席委員 11 名で過半数の出席を得ておりますので、長野県社会福祉審議会運営規程第5条第3項の規定により、本審議会が成立していることをご報告申し上げます。

大堀委員、菅谷委員、福岡委員、矢ヶ崎委員が御欠席です。

なお、本日は、各施設基準専門分科会から報告をいただくため、各専門分科会長さんに それぞれ御出席いただいておりますますのでご紹介いたします。

保護施設基準専門分科会の永田会長さんです。

高齢者福祉施設基準専門分科会の合津会長さんです。

障害福祉施設基準専門分科会の豊永会長さんです。

児童福祉施設等基準専門分科会の野村会長さんです

2 あいさつ

○事務局(健康福祉政策課山瀬企画幹)

それでは、はじめに、眞鍋健康福祉部長からごあいさつを申し上げます。

○眞鍋健康福祉部長

社会福祉審議会の開催にあたり、一言ごあいさつ申し上げます。

本日は大変お忙しい中、ご出席いただき、御礼申し上げます。

また、日頃より、福祉現場などそれぞれの立場で社会福祉の第一線でご活躍されるとともに、県の福祉行政に対しご理解・ご協力を賜っており深く感謝。加えて心から敬意を表す次第です。

さて、世の中はかつての右肩上がりの人口増と経済成長、終身雇用が保障された社会から、少子高齢化、人口減少、低成長、就労形態の多様化など大きな変革を迎えておりまして、消費税率の引き上げを柱とする税制改正と年金制度や子育て支援に関する社会保障と

税の一体改革関連8法案が、去る8月10日、国会で成立したところです。

安定的財源を確保することにより、持続可能な社会保障制度の構築が望まれているところですが、今後の公的年金や高齢者医療制度等の改革については、新たに設置される「社会保障制度改革国民会議」において議論されることとなっています。

県としては、今後も議論を見守るとともに、国と地方の適切な役割分担や、地方の役割に見合う十分な財源措置等を国と地方の協議の場等を通じて、国に求めて参りたいと思っているところです。

さて、第1次・2次地方分権改革一括法の成立に伴い昨年度から本審議会にて「社会福祉サービスの人員、設備及び運営に関する基準」につきましてご検討いただいているところですが、この度、各施設基準専門分科会にて基準骨子のとりまとめをいただきした。本日は、これに基づきまして、県で作成した「条例案要綱」について、ご意見を賜りたいと思っております。

それから、もう1件審議をお願いする事項がございますけれども、委員の皆様方におかれては、それぞれの分野におけるご経験等を踏まえて、活発なご審議を賜りますようお願いするとともに、今後も本県の福祉行政の推進にお力添えを賜りますようお願いしまして、簡単ではございますが、冒頭のごあいさつとさせていただきます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

3 会議事項

(1)審議事項

社会福祉サービスの人員、設備及び運営に関する基準について ア 条例案要綱について(諮問)

○事務局(健康福祉政策課山瀬企画幹)

それでは、これより議事に入ってまいります。昨年来、審議会内に設置しました各施設 基準専門分科会におきまして、「社会福祉サービスの人員、設備及び運営に関する基準」に ついて検討してまいりましたが、この度、基準骨子をとりまとめいただきました。

この骨子の内容に基づきまして、県で条例案要綱を作成いたしましたので、本日、眞鍋 部長から諮問申し上げます。

○眞鍋健康福祉部長

(諮問書読み上げ・委員長に手交)

○事務局(健康福祉政策課山瀬企画幹)

委員の皆様には、お手元に諮問書の写しをお配りいたしました。 それでは、以降の議事進行を、高橋委員長におねがいいたします。

○高橋委員長

それでは、議事を進めて参ります。

第1次及び第2次地方分権改革一括法により「社会福祉サービスの人員、設備及び運営に関する基準」を新たに地方自治体の条例に定めることとされたことを受けまして、本審議会で昨年から新たに4つの施設基準専門分科会を設置して、長野県として定めるべき基準について検討してきたところです。

本年2月には、各専門分科会の検討状況について中間報告をいただいたところですが、 その後パブリックコメント等を経まして、この度、基準骨子の取りまとめを行っていただ きました。

この基準骨子の内容に基づく条例案要綱について先程、県から諮問をいただいたところです。

本日は、各専門分科会長さんから、検討結果の報告をいただき、審議会としての答申を 行って参りたいと存じますので、委員の皆様のご協力をお願いいたします。

それでは、早速、各会長さんから検討結果を報告いただきたいと思いますが、検討いただいた基準骨子は資料 1 の後方 251 ページ以降に記載されています。内容説明は資料 2 以下によりお願いします。

次第に沿って、順次お願いします。

イ 保護施設基準専門分科会の検討結果について

○永田保護施設基準専門分科会長 (資料2に基づき説明)

ウ 高齢者福祉施設基準専門分科会の検討結果について

○合津高齢者福祉施設基準専門分科課長 (資料3に基づき説明)

エ 障害福祉施設基準専門分科会の検討結果について

○豊永障害者福祉施設基準専門分科会長 (資料4に基づき説明)

オ 児童福祉施設等基準専門分科会の検討結果について

○野村児童福祉施設基準専門分科会長 (資料5に基づき説明)

○高橋委員長

ありがとうございました。ただいま各施設専門分科会長さんから検討結果について、 ご説明いただきました。

それでは、各委員さんからの質疑をお受けしたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

増田委員、お願いします。

○増田委員

増田です。老人と障害者福祉に関しては時間がかかると思いますので、まず子どもについて発言します。3つほど発言したいと思います。主に児童養護施設について発言します。まず第一は居住環境の改善、2番目は職員体制の充実、3番目は、子どもたちの将来を見据えて、入所しているときから積極的に実地に役立つ支援を行う。退所後では効果が薄いというふうに考えていますので、入所中からということを強調していただきたいと思います。

まず第一の居住環境の改善についてですけれども、子どもは、大人と違って毎日成長していますので、子どもの心と体の成長に合わせて居住スペースに変化が必要だと思います。大きくなるにつれて、一人用のスペースの拡大や個室化などの特別な配慮が必要です。特に思春期になりますと、性の目覚めがあったり、自分の存在を大きく見せようとしたり、攻撃的になったり、自分のテリトリを確保しようという本能がはっきりとあらわれてくるんですね。それはお行儀が悪いとかそういうことではなくて、成長に伴う当然の変化なのですが、一般家庭で育つ子どもに比べて、入所している子どもたちではそれらの傾向がより強くあらわれると思います。無用なトラブルに発展しないためにも、居住環境を整えるということをはっきりと打ち出していただきたいと思います。

2番目の職員体制の充実については、これは専門分科会で十分に話し合われていると 思いますので、改めてここでは詳しい発言は控えます。

3番目、入所中から将来を見据えて子どもたちを支援するということについてなんですが、国が5年ごとに、全国の児童福祉施設に入所している子どもに対して、全数調査を行っています。その一番新しい平成20年の調査結果を見ますと、中学3年生以上の子どもたちの大学進学希望は25%、実際に大学に進学する子どもたちは10%なんです。25%が大学進学希望ですが、おそらく自分の置かれた環境などを考えて言い出せない、最初からあきらめている子どもが多いと思うんですね。ですから、大学進学の希望、あるいは就職、望む仕事につけるような希望を抱けるように、実現できるように私たちは手助けしたいと思います。

現在、子どもたちの将来のために行われていることが、児童養護施設にいらっしゃる職業指導員、それから、子どもたちが中学校や高校の在学中に進学指導、就職指導というのを受けると思うのですが、新たに二つほど提案したいと思います。一つは、施設に入っている中学、高校の段階から県内企業と連携するということです。県内には社会貢献活動の一つとして、児童養護施設の子どもたちの職業体験とか、最新の就職状況の提供等を行うことに協力してくれる企業が幾つもあるはずなんですね。積極的に企業に働きかけていただきたい。大企業では、人やお金、時間を割けるはずです。それから中小企業であっても、意欲や理解があれば、子どもたちに職場を実際に身近なものに感じるような体験を与えることができると思います。

提案の2つ目ですが、少し年上の若者と接する機会を増やしていただきたいのです。コンプレックスや葛藤を抱えている子どもたちというのは、同級生とか大人に心を開かないことが多いんですね。どんなに正論を教えても、子どもたちの心には響きません。一方、利害関係のない少し年上の若者に混じることによって、思いがけない効果を得ることができます。専門学校生、短大生、大学生といった若者と入所している子どもたちが積極的に触れ合える機会を増やしてください。彼らはきっと身近な目標とか手本になってくれると思います。まとめますと、子どもたちが将来について進学や就職について希望が持てる、あきらめなくて済むように、それを私たち大人が中学校、高校を通じて、退所する前から積極的に支援していくということが必要だと思います。以上です。

○高橋委員長

児童福祉施設関連で具体的なご提案をいただきましたけれども。これは、専門分科会で関連の議論等がありましたら、その点についてコメントいただく、もしくは事務局のほうから、もし何かありましたらお願いしたいと思います。

○野村児童福祉施設等基準専門分科会長

3点、ご指摘いただいた中で、特にアフターケアというのは当然、社会へ巣立ってから、出てから、ここで育った子どもたちが安定した生活を送るということのご意見かと思うんですが、それは当然、施設内にいる、生活しているすべての年齢の段階において、向けて行っていくことだと思いますが。そのアフターケアについては、専門分科会でも大分議論が出されまして、国のほうの省令にはないけれども、ぜひこれは盛り込もうという話、結論が出ました。

そして、あとの居住環境のスペースの拡大等は当然、必要です。ただ全国的な、国、 日本全国的な流れとすると小規模だということで、今、中舎制から大舎制の施設の規模 を個別化していこう、できるだけ家庭的養護にしていこう、いわゆる里親にしていこう という大きな流れがあるので、それはまた事務局のほうで今後どう検討されていくのか、 そういう中でちょっとこたえていただければと思います。

○増田委員

退所後のアフターケアはもちろん大事なのですが、入所しているうちからもっと力を 子どもたちにかけていただきたいということで、二つほど、新しい提案をしました。

それから、居住スペースの改善については、小規模化というのは国全体の流れなのですが、それでも、やはり一部屋に何人もいるというのは思春期の子どもにとっては望ましい環境ではないので、中舎制などなど、小規模化を考えてもスペースについての配慮をお願いします。

以上です。

○高橋委員長

アフターケアということに関して、アフターではなく、入所中からということを強調されたかなというふうにも思いますけれども、関連のご意見等ございますか。

○下平委員

私も委員であり、児童養護施設の施設長もやっておりますので、今、ご提案いただい たご意見は全くその通りと思います。本当に常日ごろ感じているとおりのことでありま す。

まさに居住環境にしましても、私が今の施設に入り、勤め始めたときには、子どもが8畳に5人が当たり前、そして6畳に3人という、そんな状況でした。それが長く続き一度の改正があって、今回それでも1人について3畳というような状態で、まだまだ本当に成長する子どもにとっては狭い。そんな空間しか保障されていないような状況ですけれども、少しずつでも、子どもにとって本当に安心して暮らせて、そしてひとりになれる。特に今、入所している子どもたちというのは、虐待などを始めとして、いろいろ心に傷を負った子どもたちですので、その子どもが少しでも心の傷をいやせる。そしてひとりになりたいと思ったときになれる、そういう空間が絶対必要だと思っています。いずれにしても、またさらなる改善というか、そういうふうな方向になってくれば大変ありがたいかと思っています。

また、アフターケアやら自立支援ということですけれども、先ほど大学進学率のお話もありましたが、高校進学率については全国的にもかなり一般家庭の子どもに近づいていると思いますけれども、さらにその上となると、長野県では特に地域的な点もあると思いますけれども、一番は経済的な面で大変な負担がつきますので、大変困難であると思っています。

それと就職をするにしても、一番困難なのは、選択肢が狭まってくることで、生活を する基盤となる場所がそもそもない子どもたちが施設に入ってくるわけで、そして社会 へ出るときに、それではどこで生活をするかということになったときに、その生活をす る基盤となる場所が、家庭となるのはやっぱり少ない。それではアパートを借りられれば、それなりに選択肢が広がるという場合があるのですけれども、そのアパートを借りるその資金はどこから出てくるかということがなかなか難しい。

私の施設では、事情を理解された方からのご寄附なんかを、自立のための基金というかたちで蓄えまして、それをもって、とりあえずアパートを借りる資金に活用したりと、そのような形をとっていますけれども、それでも、やっぱり安定的にという訳ではありませんので、将来的には、そういう面でも、やっぱり経済的な裏づけというか、予算措置が長野県でもしていただければ大変ありがたいかなと思っています。

○高橋委員長

ありがとうございます。

○北澤こども・家庭課長

事務局のこども・家庭課の北澤と申します。

委員の皆さんには、本当に積極的にご審議いただきまして、今回、この基準を作成していただきました。

さまざまな議論がございますが、今、お話にございました、児童養護施設と県内企業 との連携、あるいは若者と接する機会を増やしていく、こういったことにつきましては、 今後の施策の中で検討していきたいと思っております。

○高橋委員長

今のご回答は、その基準というよりも、今後、運用といいますか運営の改善という中で、そういったものに取り組んでいきたいというご回答がありましたけれども、いかがでしょうか。

○鷹野委員

お願いします。

児童養護施設だけでなく、保育所でも子どもたちの面積や、職員の配置基準に対して 多くの意見が寄せられましたし、専門分科会でも相当に話し合ってきました。最終的に は国のお金がなければ、子どもたちの教育の希望もないのかという極端な議論までいた しました。

今度の消費税引き上げの中には、社会保障として子どもたちに対する配分もちゃんと 盛り込まれているはずと伺いました。現在の最低基準のままでは、今の子どもたちの育 ちは難しいと思われます。

0歳から3歳までの保育の需要も年々高まり、母親の育児に対する不安はとても大きくなっています。

国の示す最低基準を上回って、さすが長野県という一文が欲しいものです。 今後も引き続き配置基準の充実、その他を国に求めていくということを願っています。

○高橋委員長

このことに関しましては、主に、引き続き、その人員の充実ですとかスペースの充実 といったようなことに関しましては、引き続き充実を目指して求めていくというような ことでよろしいでしょうか。

あとは、今、増田委員からのご意見に関しての関連ということでのご発言はよろしいでしょうか。

では、ほかの点に関しましても、ご意見、ご発言をお願いしたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○関委員

関です。

県の独自案の中の食事に対してですが、地産地消の推進、これは、とてもいい案と思います。現に私どもの知っている限りですが、お米などは本当に顔の見える生産者に年間、栽培契約をお願いして、それを使うたびに精米して施設のほうへ持ってきていただく、こうした方法でもう進めております。あとは保存のきく野菜などもこういった形で行えれば、これはかなり進められていくことと思います。

それから、施設の木質化ですけれども、コストの面でかなりかかると思います。そこで、信州の木活用促進事業のようなものがあるらしいですが、この事業に対する助成金は、国とか県の補助事業には対象外とかという条件はあるようですが、福祉施設で、例えばリフォームに内装である一部分使うという場合、こういう助成金が対象として使えれば、県産材使用の促進に結びついてくるのではと思います。

○高橋委員長

では、木質化ということに関してお願いします。

○清水健康福祉政策課長

ちょっと詳しくなくて恐縮ですけれども、実際使った例があると思いますので、国の事業、それから県の事業、その木材振興に関するものでありますけれども、使える部分も多分、あるんだろうと思います。そういった需要があるときは、県でいえば、私どもなり、林務部になりますが、お問い合わせいただければと思います。

それから、ちょっと先ほどのものと関連するんですけれども、今の独自基準の中の、 例えば地産地消ですとか、あるいは施設の木質化というところでありますが、条例上は あくまでも努力義務という扱いをしてございます。といいますのは、この条例、今回、 19件ありますけれども、それぞれこの条例に違反してしまうと、例えば介護保険でいえば指定の取り消しになってしまったり、あるいは指定が受けられない。あるいは、ほかの社会福祉施設でいえば、認可を受ける、受けられない。そこのところを決める最低基準を基本的に決めるという条例なので、なかなか地産地消ですとか木質化ということは義務としては書きにくい。そういう意味で、努力義務という整理をしているということでご理解をいただきたいと思います。

○高橋委員長

ありがとうございます。お願いします。

○腰原委員

今、関委員さんがおっしゃられたことと関連するんですけれども、ちょうど、今、県は今度、新たな5か年計画を策定中ですね。全体としては、それとのやっぱり整合というのをやはり図っていくことが大事だと思うんです。施設の基準でありますとか、そういうことはまた別といたしましても、今、おっしゃられたような地産地消とか、県産材を使用するとか、この辺はおそらく総合計画でもかなり強く、従来もそうですけれども、打ち出されてくると思うんですね。ですから、その辺は、私は各専門分科会の皆さんとも強く、努力義務という形ですけれども、打ち出されていることは大変高く評価したいと思うんですね。

もう一つは、あくまでもやはり、トータル的には事務方の皆さんには、新たな総合計画とのやっぱり整合という視点で今回のこの条例化を見守っていっていただきたいと、このことをお願いしたいと思います。

○高橋委員長

ありがとうございました。何か回答等、大丈夫ですか。

○清水健康福祉政策課長

わかりました。そんなことで考えておりますし、木質化も地産地消もそうですけれども、従来から、当然これはやっていくべきことだろうと思っていますので、それに沿ったものを考えていきます。

○中村委員

地産地消に関して、私たちの施設は農業が中心でやっております。農薬を使わずに、 堆肥での農産物づくりをやっています。その中で各施設に、県がこういう形で条例を出 ますということで話をする中で、安定的な供給を確保することがネックになっている部 分があるんですけれども、やはりこういう障害者が行っている事業の中に、かなり野菜 づくりというのもありますので、そこを県としても一緒にタイアップしていっていただければ、障害を持った方の安定的な賃金確保につながるかなと思いますので、そこら辺をぜひとも、県のほうも協力をよろしくお願いいたします。

○高橋委員長

では、よろしいですか。お願いします。

○佐藤障害者支援課長

障害者支援課の佐藤と申します。

障害者関係でお話いただきました。障害の部分で実はそういった難しいようなご意見をいただいておりまして、その理由としますれば、やっぱり外注にしている施設が多いとか、そういった理由で、義務までは難しいだろうというようなご意見でありました。ただ、考え方とすればとてもいいことだというパブリックコメントもいただいておりまして、くどくなりますけれども、そんな形で地産地消については考えています。

障害者施設における農業の取組等につきましては、施策の中で、また一緒になって検 討していきたいというふうに考えております。

○高橋委員長

ありがとうございました。では大体、地産地消、木質化関係のところは、積極的に進めるということでおおむね異論はないという感じかなというふうに思いますけれども、ほかの部分に関しまして、ご意見等いかがでしょうか。

○畠山委員

私は高齢者の関係ですが、本当に、尊厳だとかいろいろなものを考えたときにユニット化ということを随分言ってきたような気がします。それで、今回、その児童福祉施設についてお話を聞いたときに、本当に私たちはそこを見逃していたなというのをすごく感じたんですね。もしかしたら私は、高齢者にばかりに目を向け過ぎていなかったか。私自身は、本当に子どもたちを育てていかないと、この日本はどうなっていくんだろうというふうにずっと思っていて、高齢者の福祉とか、あるいは地域福祉、全部含めて福祉といったときに、今とても難しい状況になってきているなというのは、子どもたちをきちんと育てていなかったからではないかというのをすごく感じているので、やっぱり子どもをどう育てていくのかをしっかり考えていかなければいけない時期に来ているんだろうなと思います。そのためにも、やっぱり子どもたちを育てるというのはどういうことなのかというのを、面と向かって考える必要があるなというのをすごく感じました。

それで、思春期の子どもたちのスペースの問題だとか、それから、地産地消の問題も

そうなんですが、テレビなんかでよく取り上げられている、自分たちの地域の中でどんなものがつくられてどんなものを食べているのかということを、今の子どもたちは知らない。それで、給食なんかでそういうものを扱ったら、あるいは自分たちでつくってみたら、こんなものがあったのかと、こんなおいしいものがあったのかと。長野県だけではなくて、そういうふうに感じたというのがテレビで出ていて、何かとてもほほえましいのと、それから、一体、私たちは何をしてきたんだろうというような反省と両方感じているので、ぜひそういうところに目を向けて、広いというか、長い目で物を考えていきたいなというふうに感じました。

○高橋委員長

ありがとうございます。教育にも関係して、今、ここで話し合われているようなことが、子どもを育てていくということに関してもう全体的に大事なことであるというご意見かと思いますけれども、いかがでしょう、またほかのテーマでも、まだ取り上げられていないような論点等につきましても、ご意見等ありましたらいかがでしょうか。

○田口委員

今、非常にいいご意見が出たんですが、ちょっと心配事というか、私が一住民としまして、今、どの分科会長さんの話も、その木質化ということを言われていますけれども、ちまたにはお大工さんが非常に少なくなってきているんですね。そういうときに、本当に木質化のことを、皆さんがいいんだ、いいんだというふうに言われたときに、はたして、その技術を持ったお大工さんたちが、世の中にとても今少なくなっているんですね。ちょっと、今、そんなことがとても心配になって聞いておりました。

今までやっておられたお大工さんたちが、大工としての仕事がなくなったということで廃業する方が結構あるんですね。その辺をちょっと心配いたしました。県でどんどん木質化したときにどうなるんだろうなと。

○高橋委員長

木質化に関しては実現可能なのかという、具体的な心配もおありということで、もし何か参考になるような情報があればお願いします。

○腰原委員

例えば私の地元の大北地区ですけれども、一定の会社の形態をとっているゼネコンみたいなところから、個人のいわゆるお大工さんをやっている皆さんが、建設労働者組合というものをつくっているんです。それで、過去に私はよく総会に出席をさせていただいたんですけれども、実際に仕事はもう激減しているんですね。今、あまりないんですけれども、住宅団地をつくっても、いわゆる全国大手のプレハブのメーカーさんがその

大部分を受けるような傾向が、今、ますます強くなってきているんですけれども、そんな折にでも、従来、県に対してもそういうひとり親方がですね、お年寄りに呼ばれていって手すりをつくってあげたり、そういうお大工さんはご心配もあろうかと思いますが、県下にまだ結構おられるような気がいたします。今、住宅団地ができるようなときでも、私たちにぜひ、従来の在来工法でやらせてくださいという要請は、今、県下各地からも引き続きたくさんあるかと思います。今の指摘も、傾向はあるかもしれませんが、それは十分大丈夫のような気がいたします。

○高橋委員長

心強い情報をいただきまして、少し安心もできるかなと思いますけれども、はい、お願いします。

○佐藤副委員長

今の木質化の関係で、私、老人の関係に出ておりましたけれども。この4月から、おそらく老人福祉施設が耐火構造、木造の耐火構造はOKが出たんですよね。そういう意味では木質化を進めてくださいというのが、今、国が進めている方針で、それが全国に伝わっていると思います。

入所施設等、介護老人福祉施設等をつくる場合、コストがどうしても高くなる部分では、木造づくりのほうがコストが落ちると言われています。木づくりはやっぱり、やさしい生活環境ということがあるわけですから、まして、自分たちが住んでいるのが大体木造づくりのお家、マンションとかも今、当然普及されていますけれども、そういう意味では、地域からそういう施設に入る場合は、木造づくりがいいだろうというようなことも私は思っておりますし、ただし、今おっしゃるように、お大工さんの問題もあるんですが、いわゆるツー・バイ・フォー工法とか、そういうものでできていくという世の中になっていますけれども、やっぱり長野県は森林県ですので、そういう意味ではもっともっと活用をしながら、福祉が、ある意味では地域振興に役立つようなことも必要ではないかというふうには思っているんです。

ですから、お互いがそれぞれ協働して、連携して地域の大工さんの皆さん方、建築の皆さん方と何かうまく連携しながら、地域活性化というものをひとつ図っていければ、なおかつ、コストが低くなれば、今の面積の問題やら、老人福祉では個室の問題もありますけれども、そんなことも考えながら、やっぱり方向的には進むべきではないかなというふうに思っているところです。

○高橋委員長

ありがとうございます。

それでは、ほかの論点等につきましていかがでしょうか、もしありましたらお願いし

ます。

○中村委員

ちょっと話がずれてしまうかもしれないんですけれども、私の息子は障害があるものですから、土日は駒ヶ根の障害者のサンスポートのところまで、プールに1時間以上かけて行くんですけれども、県下で4カ所、サンスポート、サンアップルでやっていただいているんですが、その中で、やっぱりお年寄りも子どもも含めて、元気に生きてコロリと亡くなるという、ぴんぴんころりというような感じで、私も、親もそれが一番いいのかななんて思っています。サンスポートとかは出張講座もやっていただいているようですので、例えばそういう元気に過ごすための運動とかそういうものを、子ども、老人、障害者も含めて、県の施策として何とかやれないものかなと思うんです。そこら辺はどうなんでしょうか。県としてそういう形というのはとれるのかなとは思うんですけれども、予算的なこともあるんでしょうけれども。

○佐藤障害者支援課長

障害者支援課です。

子どもから老人までと言われますと、ちょっとうちのほうでお答えできないかもしれませんけれども、障害者のスポーツ振興とか、中村委員さんがおっしゃったサンスポート健康講座、こういったことでぜひ体を動かしていただく機会、あとスポーツに親しんでいただく機会というのは県の施策としても進めておりますし、今後、重要になってくることであろうというふうに考えておりますので、この基準とは別個に、施策の中でまた検討させていただきたいと思います。

カ 答申について

○高橋委員長

よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それではどうですか。今回の条例案要綱についてということに関する具体的な、各分科会からの報告に関連した部分で、具体的な項目に関する質問、意見等という点では大体よろしいでしょうか。

今、幾つかご意見いただきまして、特に増田委員のほうからはかなり具体的なお話もいただきましたけれども、全体のその運営といいますか、進んでいく方向として取り組んでいくべきこと、また、充実させていくべきことというのは、またいろいろなご意見も伺いながら進めていくという中で、またその基準ということに関する部分に関しましては、おおむね今回の報告に沿った形での意見で、大きな異論はないということでよろしいでしょうか。

ということで、よろしいということであれば、当審議会といたしまして、当該要綱について、特段の意見がないという旨を答申したいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

それでは、ご了承いただきましたので、そのように決定いたしたいと思います。それでは答申書を提出したいと思います。

(答申書読み上げ・眞鍋健康福祉部長に手交)

○眞鍋健康福祉部長

高橋会長以下、皆さん本当に熱心なご議論をいただきまして、ありがとうございました。ただいまいただきました答申につきまして、基準条例案を策定いたしまして県議会へ提出する手続に入らせていただきたいと思います。

(2) 今後の審議事項について

ア 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について

○高橋委員長

それでは続きまして、会議事項(2)今後の審議事項についてでございます。 まずア「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について」、担当幹 事から説明をお願いします。

○宮下介護支援室長

よろしいですか。

(資料6に基づき説明)

○高橋委員長

ありがとうございました。この件につきましては、第3次一括法が成立した折には、 今回の基準の例と同様に、高齢者福祉施設基準専門分科会にて検討いただくことにした いと思いますが、以上の点につきまして、質問等ございますでしょうか。

イ 長野県の社会的養護のあり方について (諮問)

○高橋委員長

それでは続きまして、会議事項の2のイですね、「長野県の社会的養護のあり方について(諮問)」真鍋部長からお願いいたします。

○眞鍋健康福祉部長

(諮問書の読み上げ・高橋委員長へ手交)

○高橋委員長

ただいま、諮問書の写しを委員の皆さんにお配りいたします。

それでは引き続いて、ただいまの諮問事項について、担当幹事から説明をお願いします。

○北澤こども・家庭課長

(資料7に基づき説明)

○高橋委員長

ただいま説明がありましたが、長野県の社会的養護のあり方についての諮問をいただきましたので、この件を当審議会の今後の審議事項としてまいりたいと存じます。

具体的な検討は、説明にもありましたが、児童福祉専門分科会に担っていただくことになります。この件について、何かご意見ございますでしょうか。

お願いします。

○増田委員

増田です。

専門分科会で検討していただきたいことが二つあります。

一つは、児童養護施設はもう受け入れが満杯に近い状態だと思うのですが、虐待などで児童養護施設などの施設に入れざるを得ない、入らざるを得ない子どもたちが増えてきていますので、児童養護施設のこれからのあり方について特に検討をお願いします。それからもう一つ、長野県では里親委託が非常に少ないんですね。おそらく年間、数例だと思います。ですから、子どもたちに家庭での温かい環境を提供するためにも、里親ということについて、もう少し県民にアピールしていただきたいんです。啓発活動にも力を入れていただきたいと思います。

たくさん課題があると思うのですが、その二つが私からのお願いです。 以上です。

○高橋委員長

ありがとうございます。

本日、前半の審議事項のほうでもいろいろいただいたご意見なんかも、検討の話題と して挙がってくるのかなと思いますけれども、新たに2点、話題を挙げていただきまし た。ほかにご意見ありますか。

関委員。

○関委員

関です。専門分科会のほうで検討のほうに加えていただきたいこととして、基本的方向、ここに②とします専門的ケアの充実、これに心理的ケアというのも検討に入れていただきたいと思います。

できれば臨床心理士みたいな専門家を置く、結構、多種多様の障害とか子どもさんというのがおりますので、この心理的ケアというものも検討していただきたいということ、それから、④に家族支援、地域支援の充実、これに継続的支援としまして、最初の関わりから後々のアフターケアの部分、この辺も検討に入れていただきたいと思います。それから地域の担い手の連携もお願いします。

○高橋委員長

ありがとうございます。

さらに具体的な項目を挙げていただきましたけれども、ほかにはいかがでしょうか。 よろしいですか。

具体的な検討はこれからということなんですけれども、検討いただく児童福祉専門分科会ですけれども、これまで固有の審議事項がなかったことから、現在、専門委員は不在となっております。つきましては、審議会運営規定第7条に基づき、後日、委員長が新たに指名させていただきますので、ご了承いただければと思います。

(3) その他

○高橋委員長

本日、予定した事項といたしましては以上ですけれども、これから、あとその他ということで、まず関委員のほうからご発言をお願いしたいと思います。

それでは、まず資料の配付をお願いしたいと思います。 では、お願いします。

○関委員

今日の審議会で、お時間がありましたので、少しお願いしたいと思います。

皆さん、こちらの介護中というチラシなどは、もうご存じと思いますけれども、これは県のほうで、6月でしたか、各市町村のほうへ、チラシ、ポスター、このカード等を配布しまして、先月27日は、県のホームページのほうにも、普及協力事業所募集などというものも出されたり、メディアのほうでもいろいろPRしておりますから、かなり知られていると思いますけれども、先週、私どもの会議で、本当に認知症とその家族の方に常に接している職員にこれを見せたところ、ほとんどの職員が知らなかったというこ

とで、とても残念に思いました。

私も認知症、またその家族と接している立場としまして、できるだけ何らかの機会で 周知、啓発にかかわれればいいなと思いまして、今回、ちょっとお願いしたわけです。

これは、静岡県が全国に先駆けて始められまして、その最初のいきさつを聞いたところ、認知症とその家族会のほうから当事者としての思いを何らかの形で皆さんに知っていただくようにしてほしいという声が挙がりまして、静岡県のほうで取り上げ、次いで栃木、そして長野県が3番目ですか、今年度から、取り組まれたようです。

その中で、2、3点ちょっと思いますのは、普及協力事業所というのを募集しておりまして、県のほうでも、県とかかわりのある事業所さんにきっとお願いして、幾つかもうしていると思います。その中で、銀行協会とか連合さんとかいろいろありますけれども、タクシー協会さんなどは結構、今、介護タクシーなどももう知られているような状況でして、静岡県の職員と話したんですけれども、結構、介護中というのを運転手さんが介護のときに使っていると、皆さん、外で見てPRになっているということです。

それから、国の緊急雇用創出事業ですか、それの基金を利用しまして、昨年度、静岡で民間委託しまして、6名の方を雇用して企業へPRということで始めたようです。今年は予算の関係で4名雇用して18事業所を協力事業所として協力してもらっているというような成果を上げているようです。そんなような工夫もされていかればいかがなものでしょうか。それから、こうしたチラシやカードをただ配るだけでなく、認知症とは、どうゆうことなのか、基本的な知識、情報も同時に周知、啓発していく必要もあると思います。

できれば、このようなチラシとか、これがなくても、社会へ出て普通に見られる、それが一番望ましい成熟した福祉の社会と思うんですけれども、それには毎年一つ、当事者の声というのを何かの形で反映していかなければ進んでいかないなと思いまして、この場を借りましてちょっとPRというか、啓発周知のほうに一役買いたいと思いまして、お話の場、時間をちょうだいいたしました。ありがとうございます。

○高橋委員長

ありがとうございます。せっかくの機会ですので、もし、この記事に関して何か質問等、何かありましたら。

○関委員

県の担当者から、今までの経過なりを説明していただければと思います。

○高橋委員長

では、いかがでしょう。お願いします。

○宮下介護支援室長

それでは、介護支援室からご説明させていただきます。

経過等につきましては、今、委員さんからお話いただいたとおりでありまして、静岡県から、介護をされている方がやはり外出先で異性のトイレにつき合ったりとか、あとスーパーで異性の下着を購入する場合、ちょっと周囲の人から偏見とか誤解を得てしまうようなことがあるということで、ひと目で介護中であることがわかるというようなことで、介護マークというのを普及していくというようなことで始められたものです。

先ほどお話がありましたように、今、お手元にある介護マークカードというのを県で 2万個つくりまして、市町村を通じまして高齢者福祉窓口や、地域包括支援センターで お配りしています。

今、お話がありましたように、7月27日からは協力事業所ということで、この介護マークカードを貸し出したりですとか、ポスターの掲示、また従業員等への介護マークの周知とか啓発等も実施いただけるような形での、その普及事業所の募集を行っております。

今のところ、まだこの8月24日現在では6事業所ということなんですけれども、県といたしましても、いろいろな経済団体ですとか、あとNEXCO東日本とか、NEXCO中日本とかにもお願いして、これからより多くの方に事業所として登録していただくようにお願いしているところです。

今、お話にありましたタクシー協会には、まだお願いしてないんですけれども、また ちょっといろいろなところも含めて、協力をお願いしていきたいと思っております。

また、公共交通機関でのPR等も考えておりまして、特に11月11日が介護の日というようなこともありますので、それを挟んだ10月から11月の機会においては、電車・バス等に中吊りのポスターを掲示する等のことも計画しているところですので、また皆さんのご協力を得ながら進めていきたいと考えております。

○高橋委員長

ありがとうございました。

○田口委員

松本の場合は、民生児童委員には全員にこれを周知されております。ですので、よく 承知しておりました。

○関委員

ありがとうございます。長野県の家族会というのは飯田にありまして、その代表者が、 今、田口委員がおっしゃったように、結構、民生委員さんが動いて、ありがたいという 声も聞いております。

○畠山委員

私、社協だったんですが、社協でも、ボランティアさんたちが介護というか、お手伝いをしてくださるときに、その方たちが異性だったりすると、年齢が近くて何か変に思われるのではないかという思いがどうもあって、こういうのをつけて歩いていたんです。そうすると、周りから見ていただける。私がボランティアをしているんだという、お手伝いをしているんだということをわかっていただけるというので、大分前からこういうものを下げていました。

こういうふうにして下げることで、周りの人から見られる目というものが違ってくる ので、いいかなというふうにはすごく思います。

○高橋委員長

どうぞ。

○中村委員

これを見ていると、障害を持った方もこういうのがほしいかなと、親として思います。 サンスポートとか行っても、お母さんが男の子を連れてきて着替えさせる。そういうと きも、こういう形で見守りというのが周りでできれば、またいいのかなとは、ふと思い ました。

○宮下介護支援室長

今、障害者の方というようなお話がありましたけれども、これは特に高齢者だけを限定したものではありませんで、高齢者もそうですし、障害者等、介護をする方がお使いになるということですので、ご希望等ありましたら、担当が高齢者窓口になっている可能性もありますけれども、市町村にお問い合わせいただければ、お配りしておりますので、どうぞご利用いただきたいと思います。

○高橋委員長

ありがとうございました。私も知らなかったので、非常に勉強になって、貴重な情報 をいただきました。

まだ若干時間がありますけれども、ほかに委員の皆様から何かご発言、ご意見等ありましたら、ここでお聞きできればと思いますけれども、いかがでしょうか。

では、ないようですので、以上とさせていただきまして、進行を事務局にお返ししたいと思います。

4 閉 会

○事務局(健康福祉政策課山瀬企画幹)

ご熱心なご審議をいただきまして、まことにありがとうございました。これをもちまして、平成24年度第1回長野県社会福祉審議会を終了いたします。

次回開催につきましては、平成25年2月ごろを予定しておりますが、改めて日程の調整をさせていただきたいと存じますので、よろしくお願いをいたします。

本日はお忙しい中、ありがとうございました。